

(令和3年度)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社 1社
株式会社ジェイエイ高知市
- ② 非連結子会社
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法該当の非連結子会社および関連会社
該当ありません。
- ② 持分法非該当の非連結子会社および関連会社
該当ありません。

(3) 連結される子会社の事業年度に関する事項

- ① 連結子会社の決算日は次のとおりです。
4月1日から3月31日まで
- ② 連結子会社は決算日の財務諸表により連結しています。

(4) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

①子会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

- i) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ii) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- 購入品・・・・・・・・・・・・・・・・ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品・・・・・・・・・・・・・・・・ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- その他の棚卸資産・・・・・・・・ 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績または将来3年間のキャッシュ・フロー見込額等を踏まえ、適正な額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

①リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

②収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が組員等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

i) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員等に供給する事業であり、当組合は組員等に購買品を引き渡す義務を負っております。この履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ii) 販売事業

組員等生産者が生産した農産物を当組合が集荷して共同で卸売市場等に販売する事業であり、当組合は卸売市場等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

iii) 利用事業

ライスセンター・育苗センター等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は組員等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

iv) 宅地等供給事業

組員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

v) 指導事業

組員等生産者の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は組員等生産者との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この履行義務は主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(8) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②共同計算

当組合は、組合員等生産者（以下、「委託者」という。）が生産した園芸農産物を無条件で受託のうえ、卸売市場等へ販売しております。これに係る販売代金および経費については、プール計算を行っております（以下、「共同計算」という。）。

共同計算の会計処理については、販売に係る費用で委託者負担のもののうち、当組合が立替処理しているものおよび当組合から委託者に支払った概算金等は経済受託債権に計上しております。

また、卸売市場等での販売代金を経済受託債務に計上しております。

委託者への精算処理にあたっては、共同計算における収入（販売代金等）と支出（立替金、概算金、運送費、集出荷場の施設費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料や集出荷場の運営料を控除した残額を精算金として委託者に支払った時点で、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行っております。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、仕切り書が到達した時点で収益を認識しておりましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

②代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを組合員等に移転する前に支配していない場合、すなわち、組合員等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、組合員等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、組合員等から受け取る額から受入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。また、当事業年度の販売事業収益が1,259千円増加し、購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ672,086千円減少しております。これにより、販売事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益がそれぞれ1,259千円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(1) その他の収益およびその他の費用の表示方法について

当事業年度から、当組合本来の収益力の実態をより明瞭に表示するため、以下の収益および費用については、従来の「その他の収益」および「その他の費用」に含めて表示する方法から、区分掲記する表示方法に変更しております。

① 共済事業の奨励金

前事業年度まで、全国共済農業協同組合連合会から交付される事業分量配当等（前事業年度58,024千円）については、共済事業収益の「その他の収益」に含めて計上していましたが、当事業年度から「共済受入奨励金」として区分掲記しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 280,138千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は 280,152千円です）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌事業年度以降、将来減算一時差異が課税所得の計算上、減算認容されることにより、税負担を軽減すると考えられる金額を計上しております。

当該金額は、将来課税所得の見積り額を限度として計上しており、将来課税所得は、令和4年4月に作成した「将来5年間の事業利益予測」資料を基礎として、その金額および生じる事業年度を見積っております。

しかし、見積りは将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受けるため、実際の課税所得の金額および生じた事業年度が見積りと異なった場合、翌事業年度の繰延税金資産に影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 該当ありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年度計画等を基礎として算出しており、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は、将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金の計上方法

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 345,233千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

貸倒引当金の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」（4）①に記載しております。

ii) 主要な仮定

当組合では、翌事業年度においても新型コロナウイルス感染症の影響は継続すると想定し、特定の品種および業種向け貸出金等の信用リスクに大きな影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、特定債務者の業績悪化に伴い生じる損失見込み額等も踏まえ、貸倒引当金を計上しております。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

当組合は、現状の計上額で将来の損失を十分カバーしていると考えておりますが、経済環境の変化によって、貸倒引当金に影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,032,962千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	618,026千円	機械装置	319,398千円
土地	45,852千円	その他の有形固定資産	49,685千円

(2) 担保に供している資産

高知県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保に定期預金（系統預金）3,000,000千円を供しておりますが、これに対応する債務はありません。また、為替取引保証金の担保として定期預金（系統預金）3,000,000千円を供しております。

これ以外に地方公共団体の指定金融機関事務等に係る担保として、定期預金（系統外預金）10,000千円を供しております。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	515,488千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	該当ありません。

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は400,035千円、危険債権額は115,160千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は 515,196千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の法人や団体などへ貸付け、残った余裕金を高知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として高知県信用農業協同組合連合会への預け金、当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しております。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合では、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本所に融資課・審査課を設置し各支所との連携を図りながら、検証および与信審査を行っております。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに担保評価基準など厳格な審査基準を設け与信判定を行っております。貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めております。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともにALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が296,393千円減少し、また金利が0.1%下降したものと想定した場合には、経済価値が358,681千円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
預 金	134,235,623	134,237,089	1,465
有価証券	17,429,430	17,429,430	—
貸 出 金	35,296,262	—	—
貸倒引当金(注) 1	△330,563	—	—
貸出金(引当金控除後)	34,965,699	36,085,391	1,119,691
外部出資(注) 2	3,004	3,004	—
資 産 計	186,633,758	187,754,915	1,121,157
貯 金	183,858,682	183,750,385	△108,296
負 債 計	183,858,682	183,750,385	△108,296

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

イ. 有価証券および外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資(注) 1	4,763,476

(注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	134,235,623	—	—	—	—	—
有価証券	1,500,000	300,000	500,000	—	—	16,200,000
貸出金(注)1,2,3	3,003,815	2,483,828	2,323,821	2,176,685	2,045,338	23,033,598
合 計	138,739,438	2,783,828	2,823,821	2,176,685	2,045,338	39,233,598

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越 438,078千円については「1年以内」に含めております。
 2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、208,555千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
 3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件20,618千円は償還日が特定できないため、含めておりません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(注)	103,594,593	32,362,448	41,316,319	2,731,891	3,413,033	440,397

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

8. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれております。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差 額	
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	国 債	4,440,980	4,320,072	120,907
	地 方 債	1,358,010	1,300,228	57,781
	社 債	855,540	799,899	55,640
	外 部 出 資	3,004	1,906	1,098
	小 計	6,657,534	6,422,106	235,427
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	国 債	10,774,900	11,744,604	△969,704
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	外 部 出 資	—	—	—
	小 計	10,774,900	11,744,604	△969,704
合 計	17,432,434	18,166,711	△734,276	

なお、上記の差額に繰延税金資産73,157千円を加えた額 △661,118千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当事業年度中において、売却したその他有価証券はありません。

- (3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

9. 退職給付に関する注記

- (1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度(特定退職金共済制度)および全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	313,105 千円
退職給付費用	108,453 千円
退職給付の支払額	△ 25,737 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 70,802 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 16,034 千円
期末における退職給付引当金	<u>308,985 千円</u>

③退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,811,257 千円
特定退職金共済制度	△ 1,097,713 千円
確定給付企業年金制度	△ 404,558 千円
未積立退職給付債務	<u>308,985 千円</u>
退職給付引当金	<u>308,985 千円</u>

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	108,453 千円
----------------	------------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、令和元年12月に令和14年3月までの拠出金を一括払いしており、令和4年3月末における前払い残高は 230,743千円です。なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の金額は 245,050千円です。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	53,955 千円
退職給付引当金	86,730 千円
特例業務負担金引当金	64,028 千円
賞与引当金	26,412 千円
減損損失	75,301 千円
部会貯金残高	22,197 千円
その他有価証券評価差額金	73,157 千円
その他	31,449 千円
繰延税金資産小計	<u>433,231 千円</u>
評価性引当額	△ 152,963 千円
繰延税金資産合計 (A)	<u>280,267 千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務	△ 129 千円
繰延税金負債合計 (B)	<u>△ 129 千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	<u>280,138 千円</u>

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.57 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.82 %
住民税均等割額	3.11 %
評価性引当額の増減	△ 14.18 %
その他	1.16 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>10.51 %</u>

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1) リース取引(貸手側)

①リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前のリース取引のうち、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は下記の通りです。

i) リース物件の取得価額、減価償却累計額および期末残高

	構築物
取得価格	1,066 千円
減価償却累計額	1,065 千円
期末残高	0 千円

ii) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	12 千円
1年超	— 千円
合計	12 千円

iii) 受取リース料、減価償却費、受取利息相当額

受取リース料	16 千円
減価償却費	10 千円
受取利息相当額	6 千円

iv) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額の差額を利息相当額とし、利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。

②リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引

i) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	105,940 千円
見積残存価額部分	0 千円
合計	105,940 千円

ii) リース投資資産に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額および5年超の回収予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	13,610	13,174	12,660	12,407	11,929	42,158

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の建物に使用されているアスベストについて、解体時に石綿障害予防規則が要求する特別な方法で除去する義務を有していることから、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該建物の残存耐用年数(20年)によっており、割引率は当該年数に見合う国債の流通利回り(2.1%)を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,233 千円
時の経過による調整額	88 千円
期末残高	4,321 千円